

【軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の総合的な対策（平成28年6月3日抜粋）抜粋】

貸切バスの運賃・料金の下限割れ防止対策として、

- ①運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加及び手数料等に関する取引書面の取り交わし（省令改正作業中）
- ②国土交通省による通報窓口の設置（8月中）
- ③専門家による手数料等のチェックや是正指導が可能となる体制の整備（第三者委員会の設置（8月中））等を実施。

国土交通省による通報窓口及び手数料等に関する第三者委員会の通報窓口

- 貸切バスの運賃・料金及び手数料等に関する情報について、国土交通省に利用者等から通報の受付窓口を設置。通報内容から運賃の下限割れの可能性があるかと判断した場合は、貸切バス事業者に対する調査等を実施。
- 旅行業界・バス業界共同で実務者、弁護士等専門家からなる第三者委員会（新設）に通報の受付窓口を設置。過大な手数料等により実質的に運賃が下限割れとなっていないかどうかについて判断し、実質的な下限割れとなっている場合は、関係行政庁に通知。通知を受けた行政庁は、所管事業者に対する調査等を実施。
- 国土交通省と第三者委員会は、適宜連携して事務を行う。

